

	佐 賀 県 公 報
平成16年 10月13日 (水曜日) 第 12519号	

佐賀県公報

(◎岳が、県例規集に登載すべきもの)

四 次 公 告

○総務事務の効率化に係る調査・設計業務委託に係る企画提案コンペティションの実施

○国土調査法に基づく地籍調査成果の譲受

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの譲受

○開発行為に関する工事の況

○佐賀県公有財産管理運営システム開発業務委託に係る一般競争入札

(用度管財課) 五
○ 公 告

総務事務の効率化に係る調査・設計業務委託に係る企画提案コンペティションを次のとおり実施します。

平成16年10月13日

取支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

迎出

1 業務内容等

(1) 業務名

総務事務の効率化に係る調査・設計業務委託

(2) 総務事務の定義

総務事務とは、給与・旅費関係、人事・服務関係、臨時職員等関係、その他支出関係、物品調達・管理関係及び共済・福利厚生関係等事務の総称をいいます。

(3) 業務内容 次に掲げるすべての業務とします。

ア 現行総務事務の調査・分析

イ 効率化モデルの設計・効果分析

ウ 新業務プロセスの設計及び移行計画の策定

エ 情報システム化計画の策定

オ 業務運用マニュアルの策定

カ 外部委託に係る契約標準の策定

(4) 業務期間

契約の日から平成17年3月18日まで

(5) 予算額 19,000,000円

2 企画提案コンペティション手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県統括本部情報・業務改革課 (本館2階)

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

郵便番号 840-8570

電話 0952-25-7035

FAX 0952-25-7297

E-mail jouhou-gyounmu@pref.saga.lg.jp

(2) 企画提案コンペティション実施要領の配布方法及び配布期間

平成16年10月13日(水曜日)から10月19日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、佐賀県統括本部情報・業務改革課で配布します。

(3) 参加表明書の提出先、提出方法及び提出期限

企画提案コンペティションへの参加を希望する者は、別に定める参加表明書に必要書類等を添付した上で、提出してください。

ア 提出先 (1)の担当課

イ 提出方法 持参又は郵送すること。

ウ 提出期限 平成16年10月19日(火)午後5時まで(郵送の場合、書留郵便によることとし、提出期限までに必着のこと。)

(4) 企画提案コンペティション参加資格の喪失

企画提案コンペティション参加者は、企画提案書提出の期限までにおいて、次のいずれかに該当することとなつたときは、企画提案コンペティションへの参加資格を失うものとします。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、本件委託業務の執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 企画提案コンペティション参加資格の確認

企画提案コンペティション参加資格の確認結果は、平成16年10月21日

(木)までに通知します。

なお、企画提案コンペティションに参加することができる者は、参加確認を受けた者に限ります。

(6) 企画提案書の提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先 (1)の担当課

イ 提出方法 持参又は郵送すること。

ウ 提出期限 平成16年10月26日(火)午後5時まで(郵送の場合は、書留郵便によることとし、提出期限までに必着のこと。)

(7) 企画提案書の評価方法及び契約方法

ア 企画提案内容の評価方法

別記の「企画提案評価基準」に基づき、企画提案書の内容について、「提案項目」ごとに「評価内容」に照らして評価し、要求要件を満たしているものには、「基礎点」(基礎点総点数は40点とする。)を与える

す。また「企画提案評価基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内(加点総点数の上限は60点とする。)で提案内容の評価に応じて加点を与えます。

イ 契約方法

企画提案書を評価した結果、上記の「基礎点」と「加点」の合計が最も高い者と随意契約により委託契約を締結します。

3 その他

(1) 県内企業活用への留意

本県においては、雇用貢献等の観点から県内企業(県内に本店を有する企業、県内に支店等を有し県内従業員比率が50パーセント以上の企業又は県内従業員数が50人以上の企業をいう。以下同じ。)への優先発注・調達を推進しています。このため、県内企業以外の企業にあっては、県内企業との共同企業体の結成、作業要員等の県内企業からの調達等によりできる限り県内企業を活用する企画の提案をしてください。

なお、県内企業の活用は、評価基準の加点対象項目としますが、企画提案コンペティションへの参加の可否を決定するものではありません。

(2) 再委託の禁止

あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除いて、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、企画提案書提出以後の再委託許可申請は、原則として認めません。

企画提案評価基準

<別記>

No	提案項目		評価内容	点数配分	
	大項目	小項目		基礎点	加点の上限
1	本業務に対する提案者の理解		本業務の必要性と効果について提案者の理解が示されていること。	4	5
2	本業務の進め方	基本方針とアプローチ	本業務を推進するにあたっての基本的な方針が示されていること。	3	3
3		現行総務事務の調査・分析	調査・分析の手法が具体的に示されていること。	3	3
4		効率化モデルの設計・効果分析	設計・効果分析の手法が具体的に示されていること。	5	7
5		新業務プロセスの設計及び移行計画の策定	設計及び移行計画策定の手法が具体的に示されていること。	6	10
6		情報システム化計画の策定	計画策定の手法が具体的に示されていること。	5	7
7		業務運用マニュアルの策定	提案者が想定する業務運用マニュアルの概要が具体的に示されていること。	4	5
8		外部委託に係る契約標準の策定	提案者が想定する契約標準の概要が具体的に示されていること。	3	4
9	作業スケジュール		本業務を遂行するための作業スケジュールが具体的に示されていること。	1	2
10	作業体制		本業務を遂行するための役割分担が明示されていること。	2	4
11	プロジェクト管理		本業務を遂行するためのプロジェクト管理手法が示されていること。	1	2
12	業務実績		平成13年度以降の類似業務の実績について具体的に示されていること。	3	5
13	県内企業の活用		提案者が県内業者又は県内企業との共同企業体であること、又は県内業者活用の提案が具体的に示されていること。	-	3
	合計			40	60

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成16年10月13日

佐賀県知事 古川康

1 調査を行った者の名称

七山村

2 調査を行った時期

平成14年9月2日から平成16年3月24日まで

3 成果の名称

七山村の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

七山村大字馬川及び大字荒川の各一部

5 認証年月日

平成16年10月13日

佐賀県知事 古川康

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成16年10月13日

佐賀県知事 古川康

江北町大字惣領分及び大字佐留志の各一部
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年10月13日

佐賀県知事 古川康

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 佐賀都市計画公園 3・3・3号 本庄公園の一部変更

(2) 佐賀都市計画公園 3・3・4号 巨勢公園の追加

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年10月13日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字川上字柏町268番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

多久市北多久町大字小寺1265番地

井上裕之

井上智香子

3 成果の名称

江北町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月13日

收支等命令者

佐賀県用度管財課長 久 保 修

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 委託業務名

佐賀県公有財産管理運営システム開発業務

- (2) 委託業務の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 委託業務場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

- (4) 委託業務期間

契約締結の日から平成17年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 平成13年度以降に、この公告に示した仕様と同程度以上のシステムについて履行実績があり、かつ、確実な履行体制が整備できること。

- (5) 県内業者でない場合は、本件委託業務の一部を県内業者に請け負わせることができる者であること。

なお、県内業者は次のいずれかに該当する業者をいう。

ア 県内に本店を有する企業

イ 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、総従業員数に対する県内の支店・営業所における従業員数の割合が50パーセント以上であるもの

ウ 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、県内の支店・営業所の従業員数が50人以上（うちSE数が30人以上）であるもの

⑦

- 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課公有財産担当

電話 0952-25-7192

FAX 0952-25-7280

電子メールアドレス youdokanmai@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成16年10月14日（木）から平成16年10月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)の部局で交付します。また、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）からダウンロードすることができます。

- (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)の部局まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けてください。

- なお、提出した書類について説明を求められた時は、これに応じる必要があります。
- イ 提出期限 平成16年10月26日 (火) 午後5時 (郵送で行う場合は、書留郵便によることとし、平成16年10月26日 (火) 午後5時までに必着のこと。)
- 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成16年10月28日 (木) までに通知します。
- (4) 入札者の資格の喪失
- 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとします。
- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と見込まれるとき。
- ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。
- (5) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成16年10月22日 (金) 午後2時
イ 場所 佐賀県庁 本館1階入札室
- ウ 入札説明会に参加を希望する者は、出席予定者を平成16年10月21日(木) 午後5時までに3の(1)の部局に電子メール又は電話で連絡すること。
- (6) 入札の日時及び場所
- ア 日時 平成16年11月 2日 (火) 午後2時
- イ 場所 佐賀県庁 本館1階入札室
(7) 開札の日時及び場所
入札の終了後直ちに(6)のイの場所において行う。
- (8) 契約条項を示す場所
3の(1)の部局
- (9) 入札方法等に関する事項
- ア 入札方法
- 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
- また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札保証金及び契約保証金
- (ア) 入札保証金
- 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。) 第103条第2項第1号に該当するときは、免除します。
- (イ) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、規則第115条第3項第1号に該当するときは、免除します。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とします。

(イ) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

エ 入札の無効

本公司に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認申請において虚偽の申告を行った者の入札並びに規則第110条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

オ 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

キ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 譲合情報があった場合は、譲合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

申購
込読
先料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県經營支援本部総務法制課

発行者 平成十六年十月十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷所 定日 毎週月曜日
西部印刷企画(株) 金曜日